



平成 23 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名：株式会社 fonfun
代表者名：代表取締役社長 三浦 浩之
(JASDAQ コード番号：2323)
問合せ先：執行役員 林 和之
(TEL 03-5357-0303)

第三者調査委員会の調査結果に関するお知らせ

当社は、有価証券報告書等の訂正の対象となり得る不適切な取引等（以下「本件不正行為等」といいます。）を解明するため、平成 22 年 12 月 8 日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」において、外部専門家から構成される第三者調査委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置した旨をお知らせいたしました。今般、同委員会より調査報告書（以下「本報告書」といいます。）の提出を受けましたので、以下にその概要をご報告いたします。

記

1. 本委員会の構成

本委員会は、以下のとおり、当社と利害関係を有しない外部の独立した専門家によって構成されています。

調査委員長	弁護士	日野 正晴
調査委員	弁護士	佐藤 明夫
調査委員	公認会計士	中嶋 克久

2. 調査方法

本委員会は、主として、本件不正行為等に関する報告の内容を検証することを前提として、本件不正行為等に関する社内書類・証憑等の精査、並びに、本委員会が必要と判断した当社の役職員及び社外関係者合計 16 名に対するヒアリングを実施しました。

3. 調査結果の要旨

本報告書記載の調査結果の要旨は以下のとおりです。

なお、本報告書には、社外の個人に関する情報が多数含まれている上、これらの情報の一部は、氏名等を開示しないとしても当該個人の特定が可能となるおそれが高いと判断され、また、関係者のプライバシーを害するおそれが高いと判断されるものであることから、以下においては、調査結果の要旨について報告をさせていただきます。

(1) 本件不正行為等の内容

① 第 1 行為

平成 20 年 6 月ころ、当時当社の大株主（以下「A」といいます。）及び同人に関連する法人等（以下、併せて「A 関係者」といいます。）が保有していた当社株式を、受け皿会社として設立された株式会社 B（以下「B」といいます。）に譲渡させるにあたり、その譲渡代金等の支払い、及び当社役員による A 関係者からの借入金の返済に充てるため、開発費及び販促費等の名目により、下表のとおり、当社から合計約 2 億 2000 万円の資金を流出させた行為

(単位：百万円)

直接出金先 (間接出金先)	出金日	勘定科目	金額	隠蔽のための仮装取引の内容
C	H20. 6. 20	前渡金	67	システム設計・開発委託料の支払い名目で出金
D (E)	H20. 6. 24	長期 貸付金	32	当社子会社Dに対して貸付金 名目で4000万円を出金 Dは、そのうち3150万円をソ フト開発委託費の前払い名目 でEへ出金
C	H20. 6. 25	前渡金	42	開発用機材購入名目で出金
E (F)	H20. 7. 14	投資 有価証券	32	Eに増資名目で4500万円を出 金(Eは、そのうち3150万円 をFに出金)
G	H20. 7. 24	前渡金	43	顧客獲得にかかる成功報酬の 前払い名目で出金
社外(子会社を除く)流出額合計			216	

② 第2行為

平成20年11月ころ、Bが、既存借入先に対して借入金を返済するため、Bの関係者である個人Hが、他の借入先から2億円を借り入れる際に、当社をして当該借入債務の連帯保証をさせた行為

③ 第3行為

平成21年1月から2月にかけて、Bを清算させるにあたり、その清算費用等に当てること及びAからBが譲り受けた当社株式を取得することを目的として、ソフトウェア仮勘定その他の名目により、下表のとおり、当社から約2億円を流出させた行為

(単位：百万円)

入出金先	出金日 (入金日)	勘定科目	出金額 (入金額)	隠蔽のための仮装取引の内容
C	H21. 1. 14	ソフトウエ ア仮勘定	101	アプリメール(ソフトウェア)の開 発外注費名目で出金
C	H21. 1. 28	ソフトウエ ア仮勘定	50	
E	H21. 2. 10 (H21. 2. 19)	仮払金	70 (70)	証憑のない短期入出金
C	H21. 2. 24	ソフトウエ ア仮勘定	10	アプリメール(ソフトウェア)の開 発外注費名目で出金
I	H21. 4~ H22. 10	広告宣伝費	38	リモート事業にかかるコンサルテ ィング等の委託費用名目で出金
社外流出額合計			199	

④ 第4行為

平成21年4月ころ、上記第2行為による連帯保証に基づき、当社が、借入先債権者に対して代位弁済を行うために、直近まで関係会社であった会社に対する貸付という名目で、下表のとおり、2億円及びその利息を当社から流出させた行為

(単位：百万円)

出金先	出金日	勘定科目	出金額	隠蔽のための仮装取引の内容
J	H21. 4. 10	長期貸付金	25	貸付取引名義で出金
	H21. 4. 23		55	
	H21. 4. 30		131	
社外流出額合計			211	

⑤ 第5行為

平成22年3月ころ、上記第4行為により計上された元関係会社への貸付金を、正常債権であると仮装するため、下表のとおり、開発費その他の名目で当社から約4500万円を流出させ、さらに、元関係会社から貸付金が返済されたと見せかけるため、かかる流出資金を当社に還流させた行為

(単位：百万円)

入出金先	入出金日	勘定科目	出金額 (入金額)	隠蔽のための仮装取引の内容
K	H22. 1. 29	ソフトウェア仮勘定	26	モバイルコンテンツの開発外注費名目で支出
K	H22. 3. 10	ソフトウェア仮勘定	19	
J	H22. 3. 31	長期貸付金及び受取利息	(44)	約定弁済名目でKからJ経由で44百万円が当社に入金
社外流出額合計			1	

(2) 背景事情及び動機

本件不正行為等は、大株主であるAとの関係が悪化した当社代表取締役三浦が、A関係者を当社株主から一掃するために、社外の協力者によってA関係者が保有する当社株式を取得させようと試み、実体のない取引名目等により当社から株式取得資金等を流出させたものである。

(3) 組織性

本件不正行為等を行うにあたっては、三浦のほか、当社の現取締役である佐藤及び津田が事情を理解した上で、上記の実体のない取引に関する証憑類を作成し決済を行うなどという形で本件不正行為等の実行に関与しており、また、その他にも当時の執行役員らに関与していることから、本件不正行為等は現取締役らによって組織ぐるみで行われていたといえる。

(4) 原因

本件不正行為等は現取締役らによって組織ぐるみで行われており、このように組織ぐるみの不正行為が容易に実行でき、また、長期間発覚しなかったことは、当社において単に三浦ら本件不正行為等の関与者における法令遵守意識が低かったことだけが原因ではなく、かかる本件不正行為等が組織ぐるみで実行され、また長期間に渡って発覚を免れていた事実からすると、当社においては実効的な内部統制が機能しておらず、不正行為の実行を牽制するための組織・管理体制の整備が不十分であったことに起因する部分が最も大きいと考えられる。当社における組織体制上の主な問題点としては以下のとおりである。

① 三浦個人への依存

当社の資本政策及び資金調達に関する事項は、代表取締役である三浦が単独で意思決定を行い、

他の取締役はほとんど検討を行うことなく三浦の決定に追随するなど、三浦個人に対する強い依存体質であったことが、三浦による独断専行を許し、本件不正行為等を招いたと考えられる。

② 取締役会の形骸化

当社の社内規程においては、貸付等を除く経費支出について取締役会の承認事項とされておらず、億単位の経費支出を行う場合でも社長決済で実行することが可能な状況であり、また、経営事項全般について検討を行う経営会議においても、取締役会へ上程するための十分な検討が行われておらず、実際にも取締役会には本件不正行為等に関する事項がほとんど上程されていないため、各取締役による牽制機能が働かず、当社の取締役会は実質的に形骸化していたと考えられる。なお、当社の取締役・監査役等の選任議案については、実質的に代表取締役である三浦が単独で決定しており、取締役会において審議されていた形跡はなく、形式的な決議だけが行われていたと考えられる。

③ 社外取締役による監督機能の低下

本件不正行為等が行われた当時、社外取締役には、当社のコンサルタントをしている会社の担当者等が選任されており、独立性を有する社外有識者の立場による実効的な監督を期待できる状況ではなかった。

④ 監査役及び監査部門による監査機能の低下

本件不正行為等が行われた当時の常勤監査役は、事実上、当社の従業員の業務にも従事するなど、独立性・中立性が確保された中で充実した監査業務は困難な状況であった。また、社外監査役は、取締役会出席時の資料や経営会議に出席した常勤監査役から提供される情報しかなく、その他に監査役が情報を収集する環境が認められない状況であった。さらに、監査役会の開催は、取締役会と同じ場所で取締役が同席のまま行われており、取締役から独立した実効的な監査役会が期待できない状況であった。

⑤ 内部監査機能の不足

当社においては内部監査室が設置されていたが、実際には日常業務のモニタリングまで実施できていなかったと思われ、十分に監査機能が果たされていたとは言い難い状況である。もっとも、本件不正行為等が現取締役らによって組織ぐるみで行われていたことからすると、内部監査機能が果たされていたとしても、本件不正行為等を早期に発見し、あるいは抑制できた可能性は低いと考えられる。

⑥ 実効的な内部通報制度の不存在

当社には、内部通報制度が形式的には設置されていたが、実効的であったとはいえず、適切な内部通報制度は存在していなかった。本件不正行為等が現取締役らにより組織ぐるみで行われていたため、内部統制の充実により直ちに抑制を期待できるものではないが、社外の専門家を利用した実効的な内部通報制度の設置は、取締役による不正行為に対する一定の抑止力となることが期待でき、当社にかかる制度が存在していなかったことも本件不正行為等を招いた原因といえる。

(5) 当社役員等の責任

① 代表取締役三浦の責任

三浦は、本件不正行為等を計画・実行し、その地位を利用して他の取締役らへの指示を行っており、また、業務執行への監督機能を果たすべき人物の選考も自らがやっていることからすると、あらゆる面で中心的な役割を果たしており、最終的に約6億3000万円という巨額を当社から流出させていることから、責任は極めて重大と言わざるを得ない。なお、三浦は、本件不正行為等を行ったのは、Aから会社を守るためであったと主張しているが、Aが当社に対して違法な要求その他の筆頭株主たる地位の濫用と評価しうる行為を行った具体的な事実は何ら確認できないことから、三浦の上記主張を認めることは困難である。

② 現取締役（佐藤、津田）の責任

本件不正行為等のうち第1行為を計画・実行する際に取締役の地位にありながら、三浦の依頼に応じて、不正な資金の社外流出と認識しながら実行に協力しており（但し、津田は第1行為のEの増資名目の資金流出には関与していない）、その後、執行役員として第3行為に関与し、さ

らに、取締役に戻後も第5行為の実行に関与しており、最終的に佐藤は合計約4億2000万円、津田は合計約3億8000万円の不正な資金流出に関与している。したがって、三浦からの指示に基づき行動したものとはいえ、取締役としての監督義務を怠った責任は重いというべきである。

③ 不正行為当時の社外取締役（2名）の責任

本件不正行為等に関与していた事実は確認できず、また、第1行為及び第3行為については三浦らの説明と整合する証憑が存在しており、第2行為については会計上の処理に現れておらず、第4行為は約17億円の特別損失計上の時期と重なっており異常性の認識が困難と考えられるうえ、そもそもこれらの行為が取締役会に上程されていない可能性が高いため、当該取締役が当該不正行為を認識し、抑止できた可能性は低かったと考えられ、当該取締役に対する責任追及は困難と思われる。

④ 元監査役（2名）の責任

本件不正行為等に関与していた事実は確認できず、③と同様に、本件不正行為等の発見可能性や抑止の可能性が低いと考えられることから、元監査役に対する責任追及は困難と思われる。

⑤ 現監査役（3名）の責任

常勤監査役については、本件不正行為等のうち第5行為の実行時に当社の監査役に就任していたが、当該行為に関与した事実は何ら認められず、また、当該行為が取締役会へ上程されていないことから、発見、抑止の可能性はほぼ無かったと考えられる。社外監査役のうち1名については、Eの代表取締役として、三浦からの依頼に応じて、第1行為及び第3行為に関して当社から入金された資金を指定口座に振り込んでいるが、振り込みが行われた当時は監査役ではなく、また三浦から具体的な説明は受けておらず、不正な目的との認識を有していたわけではないため、責任の程度は軽微であるといえる。また、当該社外監査役が第2行為、第4行為及び第5行為に関与したことを示す事実は何ら認められていない。

他の1名の社外監査役は、本件不正行為等が行われる以前から当社の監査役の地位にあったが、本件不正行為等に関して整合性のある証憑が作成されていたこと、当該行為について取締役会へ上程されていなかったこと等から、当該社外監査役が本件不正行為等を発見、抑止できた可能性は著しく低かったと考えられる。

以上から、現在の監査役に対する責任を追及することは困難と思われる。

(6) 当社会計監査人の責任

本件不正行為等に関わる会計処理について、会計監査人は証憑書類の確認や担当取締役・従業員へのヒアリングを実施しており、適宜、減損・引当処理等の指摘を行っていること、また、虚偽の証憑等を用いて説明されていること等から、会計監査人において特段の任務懈怠があったと認定することは困難である。

(7) 再発防止策

当社において組織的に不正行為が行われていたことからすると、今後、類似の行為が行われることを防止するために検討されるべき主な施策は以下のとおりである。

① 社外有識者等による経営監視機関の設置

本件不正行為等においては、取締役全員が関与しており、また、社外取締役や監査役による監督機能も十分に機能していないことから、社内の監督機能の強化による自浄作用だけに委ねることは難しく、一定期間、人事を含めた経営全般について社外有識者等を含めた監視機関を設け、当社の経営を監視・監督することが必要であると考えられる。

② 取締役会の実効化

当社の取締役会については、今後、取締役会の機能を実効化するためには、取締役会での協議・承認事項を拡大する等の社内規程等の整備を行い、また、取締役会への上程事項に関するスクリーニング機能が果たされるよう、適切な人員構成で経営会議を行う必要がある。

③ 適切な社外役員の選任手続

業務執行者による人的関係に基づく人選によるのではなく、業務執行機関から独立した人事委員会のような機関を通じて、独立性及び社外有識者という条件を備えた適切な人物が選任され

る体制を構築することが必要である。

④ 監査役による監査の充実

一定の知識や経験を有する常勤監査役を選任するとともに、取締役会とは時間的・物理的に独立した監査役会を開催する等して、監査役間の情報共有や協議の充実化を通じた監査役による監査機能の充実を図る必要がある。

⑤ 監査機関における連携強化

会社の業務執行に対する監査機能を果たす監査役、内部監査室及び会計監査人間において、相互に情報の共有化及び連携を図る機会や体制を整備することにより、監査機能の充実と不正行為等の早期発見・抑制を期待する。

⑥ 法令遵守意識の向上

コンプライアンス委員会等の組織体制の整備による事後的な法令遵守体制のチェックに加え、事前予防的な観点から役員や従業員の法令遵守に関する意識を向上させるため、継続的に役員・従業員に対して教育・研修を実施する必要がある。

⑦ 内部監査の充実

当社にも内部監査部門が設置されているが、内部監査機能が十分に機能していたことを伺わせる事実は確認できておらず、あくまで形式的な部門に過ぎなかったものと思われるため、今後は、不適正な業務執行の抑制・摘発が図られるよう、内部監査部門による個別業務のモニタリング等、業務の実効性を高める改善を行うことが必要と考える。

⑧ 実効的な内部通報制度の設置及び周知徹底

当社に外部の専門家を利用した実効的な内部通報制度が設置されていた場合には、本件不正行為等がもっと早期に発覚し、その結果、本件不正行為等の一部が抑止された可能性がある。また、前記のとおり、外部専門家が関与する内部通報制度の存在自体が、取締役らの不正行為に対する抑止力となることも期待できる。

そこで、今後は、当社にも外部専門家が関与する内部通報制度を設置し、その周知徹底を図ることが必要と考える。

⑨ 職務権限の見直し

本件不正行為等のうち、当社の社内規程において取締役会の承認事項に該当するのは、第4行為のJに対する2億円の貸付金のみであったが、社内規程上、高額で重要性の高い取引が取締役会決議事項となっていないことは、取締役会の機能を形骸化させた要因と考えられるため、今後は社内規程の見直しを図り、取締役会による決議事項を拡大することが必要と考える。

4. 過年度決算の訂正事項の概要

(1) 平成21年3月期

- ① Cに対して平成20年6月20日に支出した前渡金（システム設計・開発委託料。平成21年3月期中にソフトウェア勘定に振替られている。）67百万円を不正損失（特別損失）に振替。
- ② 子会社Dを通じてEに対して平成20年6月24日に支出した前渡金31.5百万円を不正損失（特別損失）に振替。
- ③ Cに対して平成20年6月25日に支出した前渡金42百万円（開発用機材購入。平成21年3月期中に工具器具備品勘定に振替られている。）を不正損失（特別損失）に振替。
- ④ Eに対して平成20年7月14日に支出した投資有価証券32百万円を不正損失（特別損失）に振替。Eの投資有価証券に対して、13百万円の投資有価証券評価損を計上。
- ⑤ Gに対して平成20年7月24日に支出した前渡金43百万円（顧客獲得に係る成功報酬の前払い）を不正損失（特別損失）に振替。
- ⑥ 平成20年11月に個人Hに対して行った債務保証に対する引当金209百万円（特別損失）の計上。

- ⑦ Cに対して平成21年1月14日、平成21年1月28日、平成21年2月24日に支出したソフトウェア仮勘定161百万円の不正損失（特別損失）への振替
- ⑧ 上記①・③に対する減価償却費の取り消し。
- ⑨ 上記②・④・⑤に対する評価損及び貸倒引当金の取り消し。

(2) 平成22年3月期

- ① Gに対して平成21年4月10日、平成21年4月23日、平成21年4月30日に支出した長期貸付金211百万円と、(1)⑥との相殺。
- ② Iに対して行った広告宣伝費24百万円を不正損失（特別損失）に振替
- ③ Kに対して平成22年1月29日、平成22年3月10日に支出したソフトウェア仮勘定45百万円（平成22年3月期中にソフトウェア勘定に振替）を不正損失（特別損失）へ振替。
- ④ Jから平成22年3月31日に受けた長期貸付金の返済及び受取利息の入金について、③の不正損失（特別損失）と相殺。
- ⑤ 上記(1)①・③及び(2)③に対する減価償却費の取り消し。

5. 過年度決算の訂正による業績へ与える影響額について

上記の調査結果を踏まえ、現在、当社の監査法人である清和監査法人と協議を行っており、影響額について確定してはおりませんが、過年度の決算訂正による今期業績への影響額の見込みは、平成23年3月期末の純資産において約4億円程度になる見込みであります。

各年度の影響額の概算については、以下の表のとおりになる見込みです。

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成21年3月期	売上高(連結)	2,395	2,395	—
	営業利益(連結)	△356	△351	4
	経常利益(連結)	△372	△367	4
	当期純利益(連結)	△1,680	△2,160	△480
	純資産(個別)	613	132	△480
	総資産(個別)	1,238	972	△266
平成22年3月期	売上高(連結)	1,107	1,107	—
	営業利益(連結)	68	122	53
	経常利益(連結)	42	94	52
	当期純利益(連結)	13	45	31
	純資産(連結)	766	316	△449
	総資産(連結)	1,318	877	△440

6. 今後の対応について

当社としましては、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、速やかに社内における処分や今後の対応策について検討を行ってまいります。今後、具体的な処分や対応策の内容が決まり次第、速やかにご報告させていただきます。

また、過年度の決算短信及び有価証券報告書並びに四半期報告書への影響額が確定次第、速やかに訂正を行うとともに、当期第3四半期決算短信の開示及び当期第3四半期報告書の提出を行う予定であります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上